

小金井市地域包括支援センター基本指針・運営指針  
(改訂案)

平成 24 年 4 月

令和 2 年 3 月 改訂

**令和 5 年 3 月 改訂**

小金井市 福祉保健部 介護福祉課

小金井きた地域包括支援センター

〒184-0005 小金井市桜町 1-9-5

小金井みなみ地域包括支援センター

〒184-0013 小金井市前原町 5-3-24

小金井ひがし地域包括支援センター

〒184-0012 小金井市中町 2-15-25

小金井にし地域包括支援センター

〒184-0015 小金井市貫井北町 2-5-5

## 小金井市地域包括支援センター基本指針・運営指針

### I 方針策定の趣旨

「小金井市地域包括支援センター基本指針・運営方針」は、市内の地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

### II 包括支援センター等の意義・目的

- ・ 包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。（介護保険法第115条の46）
- ・ 包括支援センターの設置責任主体は小金井市（以下「市」という。）であることから、市は包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要があります。
- ・ 具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組方針について、市と包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める必要があります。
- ・ 市が設置する介護保険運営協議会に置く、包括支援センターの運営に関する専門委員会は、包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立な包括支援センターの運営を確保します。

### III 運営上の基本的考え方や理念

#### 1 公益性の視点

- ・ 包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ・ 包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・都・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

#### 2 地域性の視点

- ・ 包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ・ 地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組めます。

### 3 協働性の視点

- ・ 包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、それぞれの専門知識を生かして連携チームをつくり、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、様々な相談に応ずる「チームアプローチ」を基本とします。
- ・ 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

## IV 業務推進の指針

### 1 共通事項

#### (1) 事業計画の策定

- ・ 包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。
- ・ 包括支援センターの基本姿勢を表すものとして事業計画を策定し、住民に対しても分かりやすく広報します。

#### (2) 設置場所等

- ・ 住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置します。
- ・ 運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）に立って事務所を設置します。

#### (3) 職員の姿勢

包括支援センターの職員は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

#### (4) 守秘義務と個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の保護に留意します。
- ・ 包括支援センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められます。包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係する以外の目的で使用する等、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。
- ・ 上記の取扱いを明確にするため「小金井市地域包括支援センター個人情報保護方針」（別紙）を定め、個人情報の適切な運用を図ります。

#### (5) 広報活動

包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

#### (6) 苦情対応

- ・ 包括支援センターに対する苦情対応窓口は介護福祉課とします。その他にも各法人内・福祉オンブズマン・東京都国民健康保険団体連合会でも対応可であることを情報提供します。
- ・ 苦情を受けた際には、内容及び対応を記録し、改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて市に報告します。

## 2 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

- ・ 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援することを基本とし、利用者の主体的な活動と生活の質を高めることを目指します。
- ・ また、具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、所期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。
- ・ 介護予防ケアマネジメントの作成を居宅介護支援事業所へ委託又は同マネジメントに基づくサービス調整の際には、特定の事業所に偏ることがないように配慮したうえで、委託理由等について説明ができるよう記録するなど、公正・中

立性の確保に努めます。また、介護予防ケアマネジメント作成の委託後も、給付管理やプラン内容の定期的な確認を行い、居宅介護支援事業所と適切なマネジメントについて共有できる環境を整えます。なお、この点については「7指定介護予防支援事業」も同様とします。

### 3 総合相談支援業務

#### (1) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行います。同時に地域の特性を理解・把握し、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

#### (2) 総合相談業務

- ・ 地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。
- ・ 包括支援センターは、小金井市や関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制をつくります。
- ・ 包括支援センターは、相談を受ける際に使用する相談スペースや窓口の仕切り等を確保することにより、可能な限り相談者のプライバシーに配慮した環境整備に努めます。

#### (3) ネットワーク構築業務

##### ア 地域の社会資源やニーズの把握

- ・ 地域ケア会議等を活用し、地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行います。また、地域に新たな社会資源が必要な場合は、地域住民と協働し、その創設や開発に努めます。

##### イ ネットワークの構築

- ・ 支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行ない、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワーク構築を図ります。

## 4 権利擁護業務

### (1) 権利擁護

#### ア 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう専門性に基づいた支援をします。

#### イ 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握の上、包括支援センターの各専門職が連携し、市とも協働し対応策を検討します。

#### ウ 高齢者虐待の防止及び相談支援

深刻な事態になる前に包括支援センターが把握及び対応ができるように早期発見に努め、専門3職種が専門性を発揮し、チームケアを実践し問題解決にあたります。**特に早期発見に関しては、要介護度が高いものの在宅介護している高齢者のみ世帯に対し、電話・訪問等で家庭環境を確認し、何らかの支援が必要な方を発見した場合には、適切なサービス利用支援等につなげます。**また、虐待を防止するために、地域及び関係機関への普及活動に努めます。虐待が発生（疑いを含む。）した場合は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、関係機関・介護福祉課とも連携を図り、小金井市高齢者虐待マニュアルに沿って適切な対応を行います。

#### エ 老人福祉施設等への措置

虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市との連携を図って支援します。

#### オ 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理や法律的行為などの紹介等必要な支援だけでなく、関係機関と連携し、啓発・周知活動に積極的に取り組みます。

また、必要に応じて市と首長申立について検討するなど、本人の権利擁護に努めます。

#### カ 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害にあった場合には専門機関を紹介します。

#### キ 日常的なスキルアップ

包括支援センターは地域の高齢者の権利擁護に関する相談に的確に対応するために、日頃から虐待や困難事例に関しての必要な知識の習得及び技能の向上を図ります。

### 5 包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### (1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・ 施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。
- ・ 介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

#### (2) 介護支援専門員に対する支援

##### ア 日常的個別支援・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

##### イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。

##### ウ 支援困難事例等への支援・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、支援助言等を行います。

##### エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

### 6 市事業との連携（地域包括ケアシステム構築の推進）

#### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らし

い暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

【小金井市の在宅医療・介護連携推進事業が目指す理想像】

**住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく穏やかに暮らせるように、地域の医療・介護関係者が連携し、本人の自己決定を支えていく小金井市を目指す**

【同事業キャッチコピー】

**いつまでも 住み慣れた小金井で**

## (2) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

地域包括支援センターには、第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズ・課題の把握や地域資源のマッチング等を行います。

## (3) 認知症総合支援事業

「認知症になっても安心して暮らす」ことができるよう、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域での良い環境で暮らし続けられるとともに、認知症の方及び家族が安心できるよう、認知症初期集中支援事業や認知症地域支援・ケア向上事業等を通じて認知症に関する施策を推進します。

地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームをサポートするとともに、関係機関とのネットワークの構築や認知症ケア向上を図る取組を行います。

## (4) 地域ケア会議の実施

個別ケースを検討する「個別地域ケア会議」や圏域内の課題の抽出や共有を図る「小地域ケア会議（第2層生活支援協議体）」を地域包括支援センターが主催し、医療、介護の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援できる体制構築を図ります。

## 7 指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第16項）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう、その心身の状況やおかれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

## 8 その他の取扱い

- ・ この基本指針・運営指針は、介護保険制度及びこれに付随する関連制度等の改正などにより必要に応じて見直すこととします。
- ・ この基本指針・運営指針は、平成24年4月1日から施行します。
- ・ この基本指針・運営指針は、介護保険法、関連法令、小金井市地域包括支援センター運営要綱及び小金井市高齢者虐待対応マニュアルに基づいて策定しています。

## 小金井市地域包括支援センター個人情報取扱方針

### (基本事項)

第1 小金井市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）で個人情報を取扱う際には、小金井市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密保持)

第2 包括支援センターの事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 包括支援センターの事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、包括支援センターの事務に係る個人情報（以下「個人情報という」。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (保管)

第3 個人情報の漏洩、改ざん、滅失及びき損等の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管に努めなければならない。

### (目的外利用の禁止)

第4 個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (保護責任者)

第5 個人情報については、その保護に関する責任者を配置しなければならない。

### (複写等の禁止)

第6 個人情報は、複写・複製してはならない。

### (事故発生時の報告義務)

第7 本方針に違反する事態が生じる又は生じる恐れがある場合には、速やかに責任者から介護福祉課高齢福祉担当課長に報告し、その指示に従わなければならない。

### (その他)

第8 包括支援センター職員は、全第1から第8に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。